

参加者の有無を確認する公募手続きに係る 参加意思確認書の提出を求める公示

令和2年 9月23日
飯田国道事務所長 今井 浩策

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本件は、中部地方整備局飯田国道事務所の令和2年度木曾維持管内維持修繕工事に関する公示である。

対象となる維持修繕工事は、飯田国道事務所木曾維持出張所が管理している国道19号の日常的な施設管理を目的としており、24時間体制で突発的な緊急対応や台風・地震時の異常気象時に作業を行う体制の構築を求めるものである。

よって、本維持修繕工事は、前年度の当該地域における直轄国道の維持修繕工事受注者を契約の相手方とする契約手続きを行う予定者（特定予定者）としているが、特定予定者以外の者で以下の応募要件を満たし、本維持修繕工事の契約を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書を招請する公募を実施するものである。

なお、3. の応募要件を満たすと認められる者（以下、「応募認定者」という。）がいる場合にあつては、一般競争入札にて調達を実施するものとする。

また、必要により参加意思確認書の内容確認ヒアリングを実施する場合がある。

2. 工事概要

(1) 工事件名 令和2年度 木曾維持管内維持修繕工事

(2) 施工範囲 飯田国道事務所木曾維持出張所管内
なお、施工範囲は別図を参照のこと。

(3) 作業内容 飯田国道事務所木曾維持出張所管内の維持修繕工事を行うこと。

国道19号（長野県木曾郡南木曾町～塩尻市 L=83.06km）
道路清掃工1式、緑地管理工1式、道路巡回工1式、舗装維持工1式、除草工1式、排水構造物工1式、縁石工1式、雑工1式、標識工1式、区画線工1式、道路照明設備工1式、防護柵工1式、防止柵工1式、道路附属施設工1式、道路土工1式、法面工1式、応急復旧処理工1式、災害応急対応工1式、機械運転工1式、道路構造物補修工1式、車道舗装工1式、歩道舗装工1式、落石雪害防止工1式、冬期対策施設工1式、石・ブロック積（張）工1式、トンネル補修工1式、仮設工1式、構造物撤去工1式、交通安全施設工1式、材料費1式、除雪工1式

なお、詳細は別添資料「工事説明書」参照のこと。

(4) 工 期 契約締結の翌日から令和4年11月30日

3. 応募要件

参加意思確認書の提出書に付す応募要件は次のとおりとする。

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ② 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における維持修繕工事の令和元・2 年度一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく令和元・2 年度一般競争参加資格の再認定を受けていること）。
- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④ 中部地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑤ 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）が発注した工事のうち、平成 28 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日での 4 年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工種に係る工事成績評定点の平均が 65 点以上であること。なお、当該工種とは、21 工種の各工種区分をいう。
- ⑥ 「本工事に係る以下に掲げる設計業務等」以外の業務のうち以下に示す発注者を支援する業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

飯田国道事務所に係る以下の業務

- ・ 令和 2 年度飯田国道管内技術審査業務（（一社）パブリックサービス）
- ・ 令和 2 年度木曾維持出張所積算技術業務
（令和 2 年度木曾維持出張所積算技術業務 P S ・ 技建開発設計共同体）
- ・ 令和 2 年度飯田国道資料作成業務
（令和 2 年度飯田国道資料作成業務 P S ・ 技建開発設計共同体）
- ・ 平成 3 1 年度木曾維持管内工事監督支援業務（技建開発（株））

なお、設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連ある建設業者でないこと。

- ⑦ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取るとは、競争契約入札心得第 4 条の 3 第 2 項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (イ) 子会社等と親会社等の関係にある場合

(ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合。その他上記1)又は2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

⑧建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、以下に所在すること。

また、経常建設共同企業体として申請書等を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。

- ・本店、支店又は営業所の所在地として設定した地域は以下に示す区域である。
長野県：飯田市、伊那市、駒ヶ根市、塩尻市、上伊那郡全域、下伊那郡全域、木曾郡全域

⑨警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 実績に関する要件

①平成17年度以降に、元請けとして、下記に示す同種工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のに限る（乙型にあつては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない））。

経常建設共同企業体にあつては、いずれかの構成員が、平成17年度以降に元請けとして下記に示す同種の工事を施工した実績を有すること。

ただし、発注者から企業に対して通知された評定点が65点以上の実績に限る。（工事評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績にあつては、検査に合格したことを証明する書類又は、引渡しが完了したことを証明する書類をもって65点と見なす。）

同種工事：○供用中の道路における交通規制を伴う経常的な維持作業（工事）
で工期6ヶ月以上の施工実績

※経常的維持作業とは、応急処理工を含む維持作業（工事）をいう。

類似工事：供用中の道路における道路維持作業（工事）の施工実績

(3) 配置予定技術者について

①次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「技術者」という。）を当該工事に配置できること。

1) 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

- ・ 1級建設機械施工技士の資格を有する者
- ・ 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）、又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。））の資格を有する者
- ・ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
- ・ 1級土木施工管理技士又は1級建設機械施工技士の合格を通知されている者のうち、合格証明書が交付されていない者（合格通知から6ヵ月以内に限る。）

なお、主任技術者の場合は、下記に示す資格を有する者でなければならない。

- ・ 「建設業法第7条2号イ、ロ又はハ」に示す資格を有する者。（建設業法施行規則第7条の三及び国交省告示第1424号（平成17年12月16日）参照）

②同一の者が上記（2）に掲げる工事（平成17年度以降の実績でなくても良い）の経験を有する者であること（品質証明員、土木工事品質確認技術者としての経験は除く。）（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上のに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。）。

ただし、発注者から企業に対して通知された評定点が65点以上の実績に限る。（工事評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績にあっては、検査に合格したことを証明する書類又は引渡し完了したことを証明する書類をもって65点と見なす。）

経常建設共同企業体にあっては、一人で（3）① 1)の基準を満たし、上記（2）に掲げる同種工事の実績を有した技術者を構成員の何れかで1名、配置できること。残りの構成員においては上記の（3）① 1)の基準を満たす技術者を配置できること。

なお、入札後の措置として、建設業法施行令第27条第1項で定める金額の3倍未満で契約した企業においては、上記（3）① 1)の基準を満たし、上記（2）の同種工事の実績を有した技術者を1名専任とすることで、残りの構成員が配置する技術者は専任を要しない。

③ 配置予定技術者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

④ 当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあつては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(4) 技術力に関する要件

① 気象状況などにより、交通障害の発生の恐れがある場合には、夜間及び土日祝

祭日でも作業の指示を行うため、必要とする機材・人員の確保ができる体制を構築できるもの。また、監督職員から指示を受けた後、概ね1時間以内に作業に出発できる体制を構築できる者であること。

4. 手続等

(1) 担当部局

〒395-0024 長野県飯田市東栄町3350

飯田国道事務所 経理課

電話：0265-53-7201、FAX：0265-53-7213

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：令和2年9月23日（水）から令和2年10月2日（金）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日8時30分から17時15分まで）

交付場所：上記(1)に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和2年10月5日（月） 12時00分

提出場所：上記(1)に同じ。持参、郵送（書留郵便等記録が残るもの）またはFAX（着信確認を行うこと）すること。

(4) 質問の受付期限、場所及び方法

受付期限：令和2年9月30日（水） 16時00分

提出場所：上記(1)に同じ。持参、郵送（書留郵便等記録が残るもの）またはFAX（着信確認を行うこと）すること。

(5) 質問の回答日、場所及び方法

回答日：令和2年10月1日（木）、10月2日（金）の2日間

回答方法：上記(1)において回覧に付する。

(6) 参加意思確認書の内容確認ヒアリングの実施連絡

実施する場合の連絡日：令和2年10月5日（月）

実施場所：上記(1)に同じ。

(7) 審査結果通知予定日

通知予定日：令和2年10月15日（木）

通知方法：FAXによる。

5. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本語通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 4.(1)に同じ。

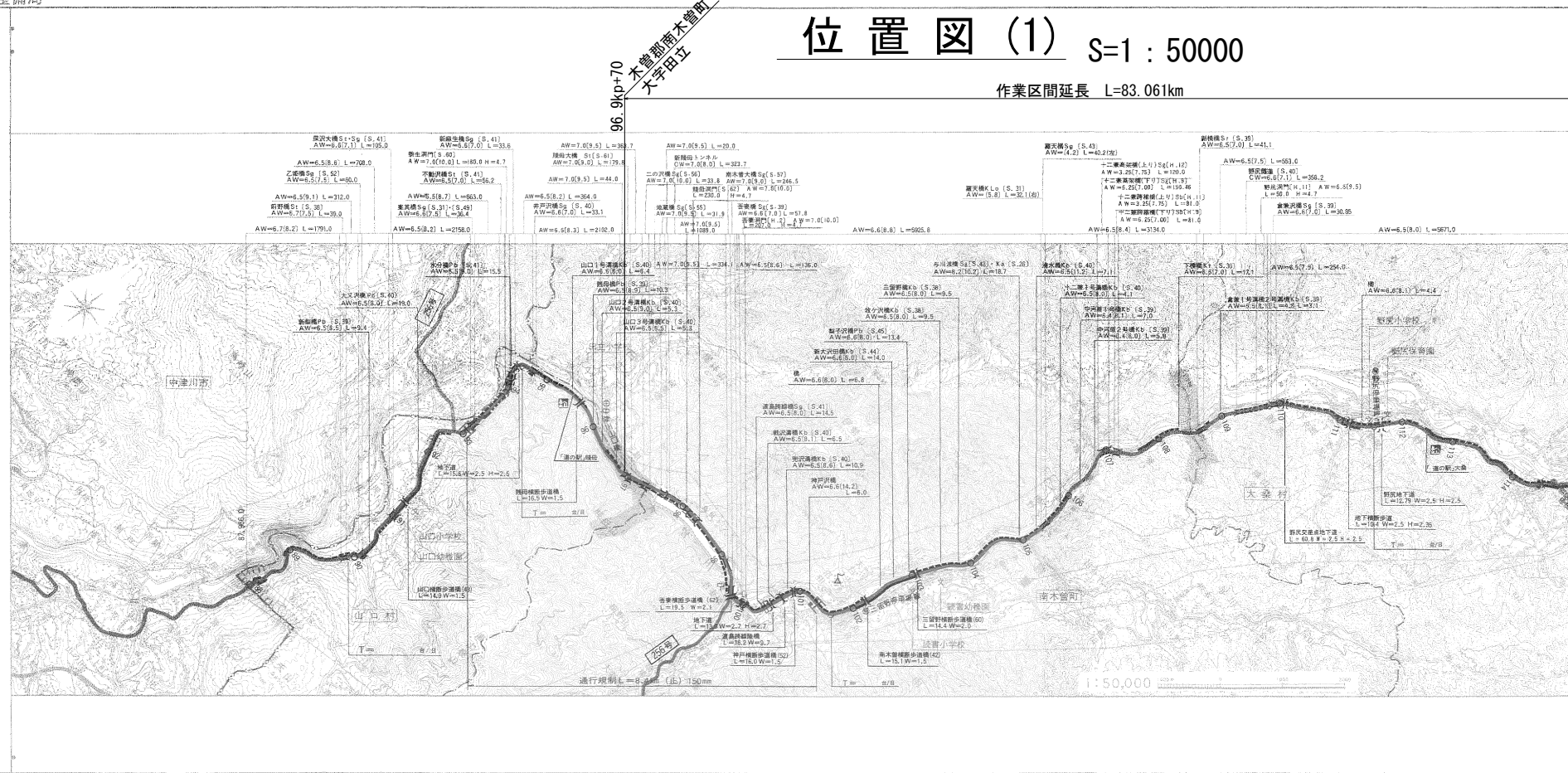
(3) 詳細は別添資料「工事説明書」による。

一般国道十九号

自長野県木曾郡大桑村

間平面図

飯田国道事務所
木曾維持出張所
NO1



この図面は、建設省国土院の定める規格に準じて作成されたものである。図面番号：11、図例、第 701 号

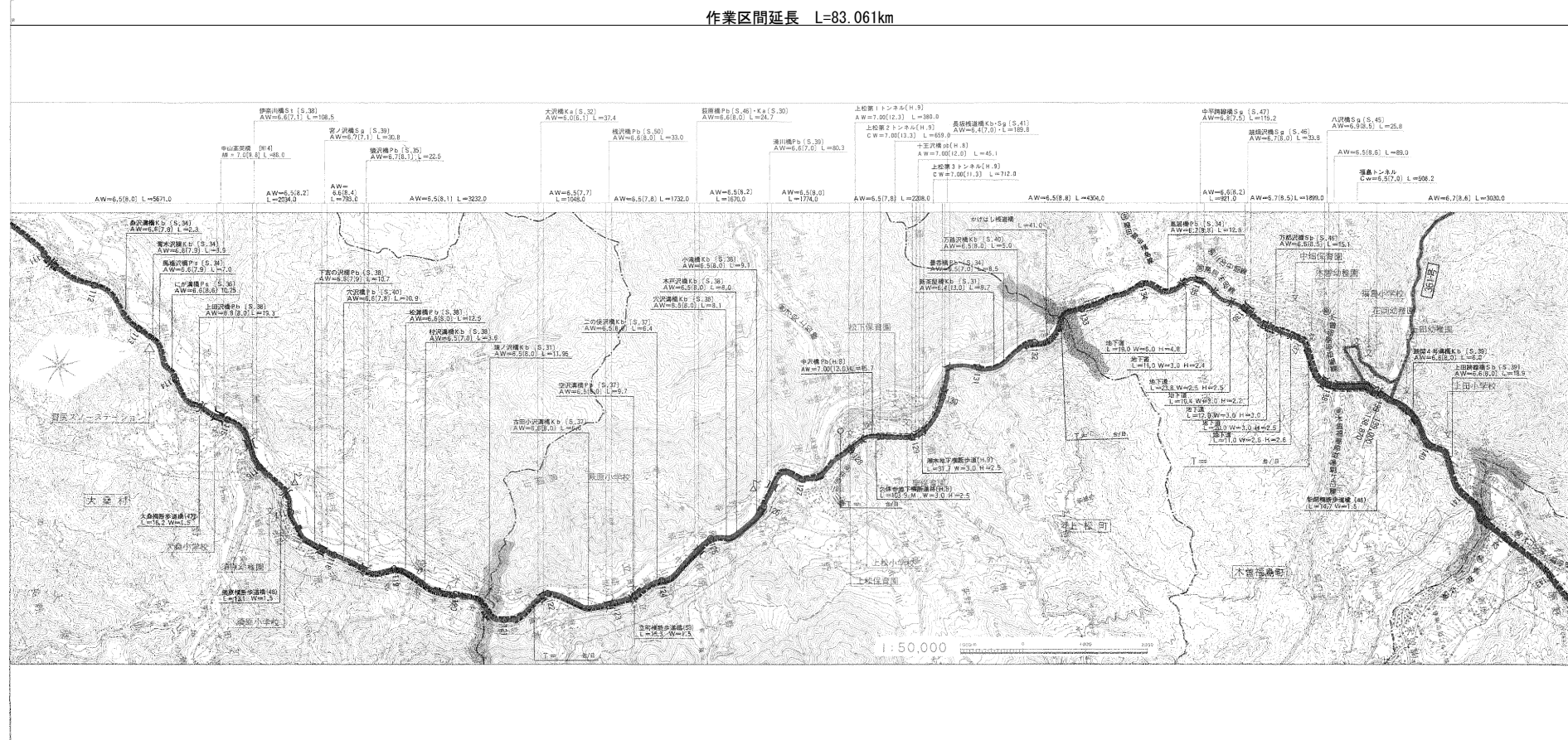
平成十四年十月修正

一般国道十九号

自長野県木曾郡大桑村

間平面図

飯田国道事務所
木曾維持出張所
NO2



この図面は、建設省国土院の定める規格に準じて作成されたものである。図面番号：11、図例、第 701 号

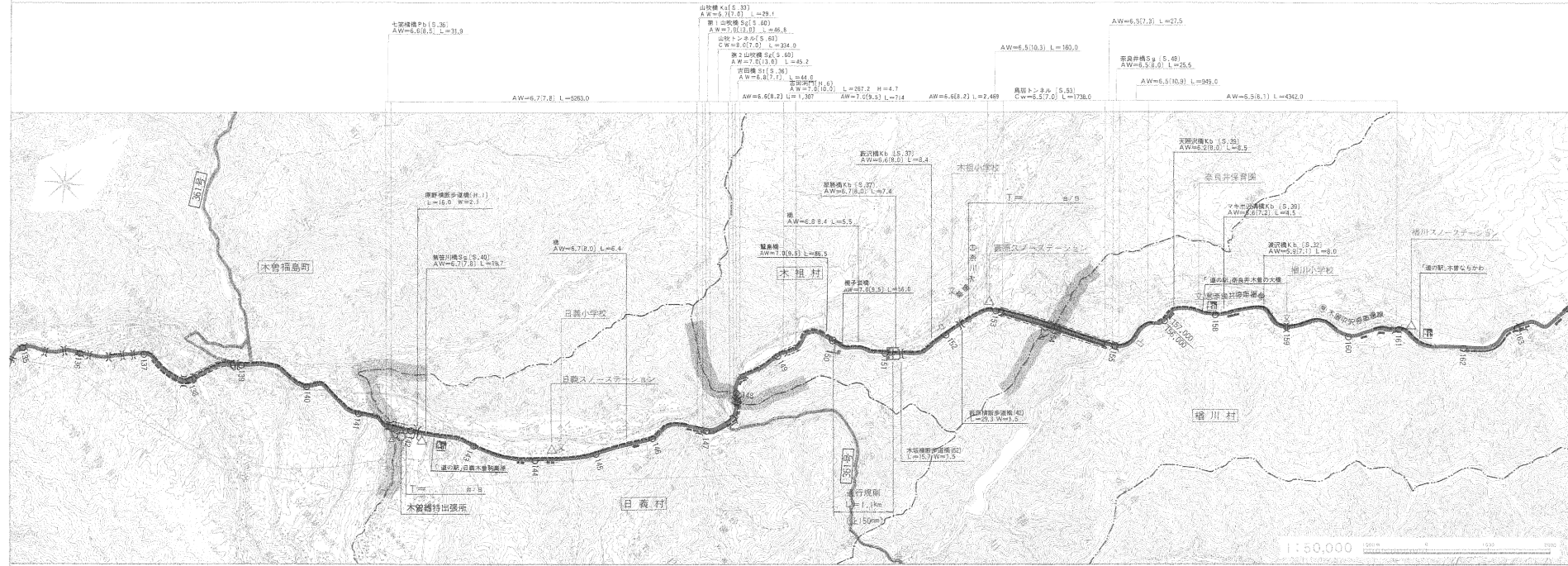
平成十四年十月修正

工事名	令和2年度 木曾維持管内維持修繕工事		
図面名	位置図(1)		
作成年月日			
縮尺	1:50000	図面番号	1/2
会社名			
事業者名	飯田国道事務所		

位置図(2) S=1:50000

作業区間延長 L=83.061km

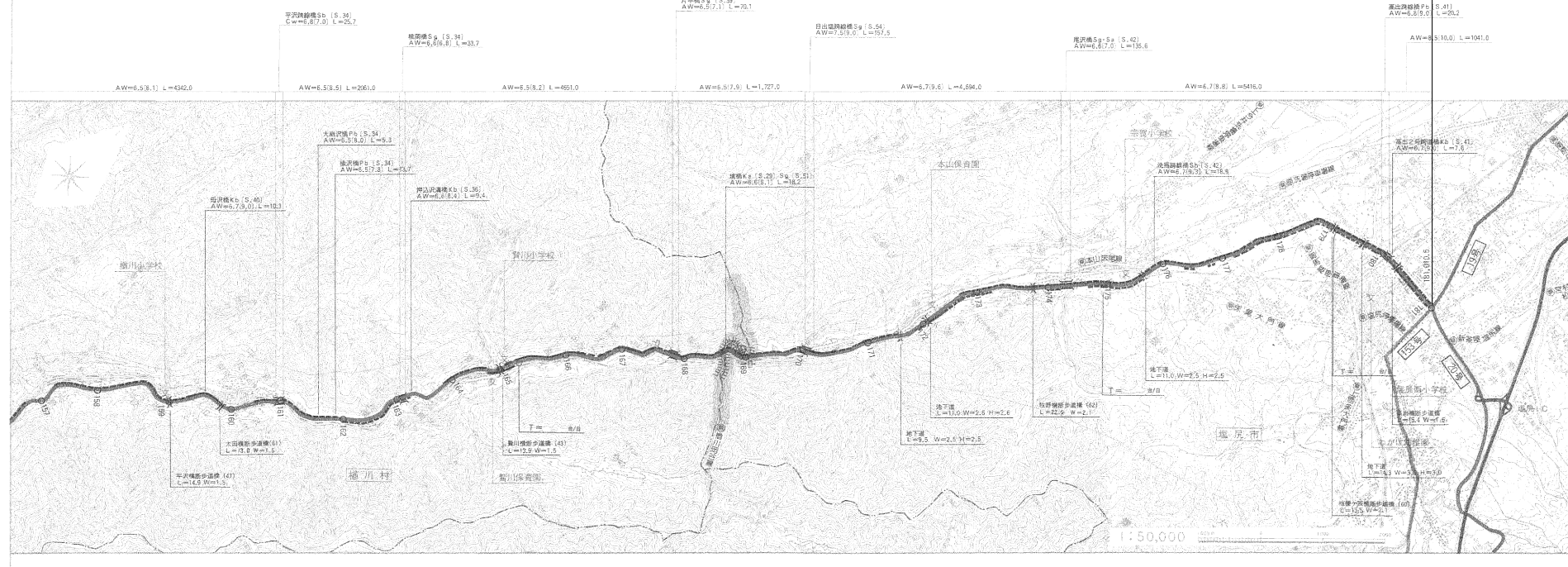
一般国道十九号
自長野県木曾郡檜川村
飯田国道事務所
木曾維持出張所
NO3



平成十四年十二月修正

作業区間延長 L=83.061km

一般国道十九号
自長野県木曾郡檜川村
飯田国道事務所
木曾維持出張所
NO4



平成十四年十二月修正

181.0km+10
埴原市大字大野

工事名	令和2年度 木曾維持管内維持修繕工事		
図面名	位置図(2)		
作成年月日			
縮尺	1:50000	図面番号	2/2
会社名			
事業者名	飯田国道事務所		